

社会福祉法人 みなかみ町社会福祉協議会

福祉車両貸出事業要綱

(目的)

みなかみ町に居住し、車椅子を使用しなければ移動等が困難で一般の交通機関を利用できない方に提携貸出業者が福祉車両を貸し出し、みなかみ町社会福祉協議会が費用を助成することで、日常生活及び社会参加の支援をすることを目的とする。

(利用対象者の範囲)

みなかみ町内に在住し、日常生活において歩行が困難な方とする。運転者は原則として利用者が手配することとする。

(提携貸出業者)

町内に事業所のある、車両貸出事業者でみなかみ町社会福祉協議会と事業提携した業者とする。

(貸出車両)

貸出車両は下記のとおりとする。

車いす乗降装置付きの普通自動車及び軽自動車とする。(貸出時間は12時間以内とする)

(利用の目的)

通院、入退院、転院、各種研修会やレクリエーション等への参加。

(利用者の登録)

本事業を利用するときは、事前に利用者登録をし、利用者登録証の発行を受けなければならない。

(利用の手続き)

福祉車両を借り受けるときは、事前に提携貸出業者へ利用日及び時間を連絡し利用予約をしなければならない。また利用時には提携貸出業者へ利用者登録証を提示し、必要な負担金を支払わなければならない。

(個人負担金及び助成金)

個人負担金及び助成金は次のとおりとする。

1. 個人負担金 利用料の1/5 (100円未満の端数は四捨五入)
2. 共同募金助成金 利用料の3/5 (100円未満の端数は四捨五入)
3. 社協助成金 利用料の1/5 (100円未満の端数は四捨五入)

(その他使用にあたっての留意事項)

- ・ 禁止事項等、提携貸出業者の指示を守って利用してください。
- ・ 安全運転に努め、車両を大切に取扱ってください。また、利用の目的以外に使用すること及び第三者への転貸はしないでください。
- ・ 使用中に事故が発生した場合は、直ちに社会福祉協議会事務局及び提携貸出業者へ連絡してください。ただし、事故についての責任を社協は負いません。

附則

この要綱は、平成17年10月3日より施行する。

この要綱は、平成28年9月1日より施行する。